

令和3年5月27日

## 第1 通則

福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け。府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号。以下「制度要綱」という。）第2に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第3の3に規定する福島定住等緊急支援として行う福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## 第2 目的

交付金は、地方公共団体が自らの創意工夫によって行う復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等の情報発信及び関連施設改修その他の取組を支援することにより、主に福島県外に対して福島県の地域の魅力を継続的に発信する環境整備について支援し、地域が主体的に情報発信できる体制を整えるとともに福島県の原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島の復興・再生を加速化させることを目的とする。

## 第3 定義

福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業は、第2に定める目的を達成するため、第4に定める地域魅力向上・発信に関する計画（以下「地域魅力向上・発信事業計画」という。）に基づく事業（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

## 第4 地域魅力向上・発信事業計画の作成及び提出

### 1 地域魅力向上・発信事業計画の作成主体

福島県又は福島県内の市町村（以下「対象市町村等」という。）は、単独で地域魅力向上・発信事業計画を作成する。

### 2 地域魅力向上・発信事業計画の提出

交付金を充てて福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業を実施しようとする対象市町村等は、次に掲げる事項を記載した地域魅力向上・発信事業計画（様式1-1、1-2、1-3、1-4、1-5）を作成し、当該計画を内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする。

- 一 計画の期間
- 二 情報発信等戦略

- 三 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の一覧
- 四 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に要する費用
- 五 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施主体
- 六 その他必要な事項

### 3 地域魅力向上・発信事業計画の期間

地域魅力向上・発信事業計画に記載する計画期間は、令和7年度までのうち、対象市町村等が設定するものとする。

### 4 情報発信等戦略の策定

対象市町村等は、国内外にきめ細かな情報を継続的に発信するため、情報発信等戦略を策定する。情報発信等戦略には、対象市町村等が独自に継続して行う取組等を含めた情報発信等の戦略目標、全体工程表、対象市町村等の情報発信体制等を記載するものとする。

### 5 地域魅力向上・発信事業計画の添付書類

地域魅力向上・発信事業計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業を実施する場所を明らかにした資料
- 二 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に要する費用の算出に係る基礎資料
- 三 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に係る実施主体等の体制表
- 四 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に係る工程表
- 五 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の企画内容を明らかにした資料
- 六 その他必要な書類

### 6 地域魅力向上・発信事業計画の作成に当たって満たすべき要件

対象市町村等が作成する地域魅力向上・発信事業計画及び実施する福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

#### 一 地域の魅力向上・発信のための事業

- ① 情報発信等戦略に記載する目標等に資するものとして認められること。
- ② 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業により風評の払拭を図る主な対象が、原則として福島県外の住民を想定していると認められること。
- ③ 企画・実施の実現性等  
第2に定める目的及び第4に定める情報発信等戦略に資する取組として、実現可能な企画等であると認められること。
- ④ 地域の創意工夫・新規性  
地域の課題に即し、対象市町村等が自らの創意工夫によって、一過性の取組に終わることなく、連鎖性を持って国内外に拡散されていくような仕掛けづくりがなされていると認められること。

また、従来から行っている取組の単純な振り替えではなく、新たに取り組む事業であると認められること。

⑤ 広域的な連携

一の市町村の区域を超える広域の情報発信等が見込まれる場合にあつては、その内容が福島県や関係市町村等と調整されていると認められること。

⑥ 風評動向調査

風評動向調査にあつては、地域の魅力向上・発信のための他の事業と併せて実施する事業であること。

二 関連施設の改修

① 前項の①、②に掲げる要件を満たすこと。

② 地域の魅力向上・発信のための事業との一体性

地域の魅力向上・発信のための事業と併せて実施する一体性のある事業であること。

③ 施設の継続性

風評の払拭のための取組として施設が継続的に利用される計画であること。

④ その他必要な事項として、次に掲げる事項が記載されていること。

i 事業の実施場所

ii 施設の所有者に関する情報

iii 施設の規模、構造等

iv 施設の利用状況及び利用方針

7 地域魅力向上・発信事業計画の変更

対象市町村等は、地域魅力向上・発信事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の地域魅力向上・発信事業計画を様式2に添えて大臣に提出しなければならない。

一 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の新設又は廃止を申請する場合

二 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の総交付対象事業費を変更する場合

三 第10の1に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の地域魅力向上・発信事業計画の提出にあわせ、様式3を添付することとする。）

四 その他の変更の場合

第5 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業

対象市町村等は、次に掲げる対象事業のうち、情報発信等戦略に定めた目標を実現するために必要となる事業を地域魅力向上・発信事業計画に記載する。

1 対象事業

一 地域の魅力向上・発信事業

① 情報発信事業

i 風評動向調査

ii 体験等企画実施

iii 情報発信コンテンツ作成

iv ポータルサイト構築

② 外部人材活用

i 企画立案のための外部人材の活用

ii 地域の語り部の育成

## 二 関連施設の改修

地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修

## 2 交付額

交付対象事業費及び交付限度額は、大臣が交付要綱等で定めるものとする。

## 第6 配分計画の作成

大臣は、対象市町村等から地域魅力向上・発信事業計画の提出を受けた場合には、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に要する経費について、大臣が交付の事務を行うこととなる福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

大臣は、配分計画の作成に当たっては、対象市町村等における地域魅力向上・発信事業計画に基づく福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

## 第7 交付可能の通知

大臣は、地域魅力向上・発信事業計画を提出した対象市町村等に対し、第6により作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

## 第8 交付決定単位

交付決定単位は、対象市町村等ごととする。

## 第9 交付申請

第7により交付可能額の通知を受けた地方公共団体は、大臣が定める交付要綱等に基づき、大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、対象市町村等が複数の地域魅力向上・発信事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、地域魅力向上・発信事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うこととする。

## 第10 交付金の執行

### 1 事業間の流用

対象市町村等は、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

### 2 交付決定前の着手

#### 一 交付可能額通知後の交付決定前の着手

対象市町村等は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式4）を大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

## 二 交付可能額通知前の交付決定前の着手

対象市町村等は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式5）を大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

## 三 交付決定前の着手に関する留意事項

交付金交付決定前着手申請書の提出を受けた大臣は、速やかに承認の可否を判断し、対象市町村等にその結果を通知するものとする。

なお、対象市町村等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に着手するものとする。

## 3 費用の縮減

対象市町村等は、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に当たっては、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

## 第11 地域魅力向上・発信事業計画の評価及び公表

### 1 地域魅力向上・発信事業計画の公表

対象市町村等は、地域魅力向上・発信事業計画を大臣に提出し交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した地域魅力向上・発信事業計画を大臣に提出した上で公表するものとする。第4の7の地域魅力向上・発信事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の地域魅力向上・発信事業計画を公表するものとする。

なお、大臣又は対象市町村等は、修正前の地域魅力向上・発信事業計画を公表することができるものとする。

### 2 地域魅力向上・発信事業計画の実績に関する評価及び公表等

対象市町村等は、大臣が別に定めるところにより、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業が完了した日の属する年度の翌年度の12月末日までに、地域魅力向上・発信事業計画に掲げる目標の達成状況及び当該計画に基づく福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。また、大臣は、対象市町村等に対し、当該計画の進捗状況を把握するために必要な限度において、報告及び公表を求めることができるものとする。当該評価については、大臣に報告するとともに、公表するものとする。対象市町村等は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

### 3 公表の方法

対象市町村等は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

## 第12 必要事項の報告及び資料の提出

大臣は、対象市町村等に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

## 第13 その他

その他福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の要件、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、大臣が定める交付要綱等による。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

(様式 1 - 1 申請書)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

地域魅力向上・発信事業計画の提出について

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））  
実施要綱第4の2の規定に基づき、地域魅力向上・発信事業計画（令和●年  
度）を提出します。

情報発信等戦略の期間

令和〇年度～令和〇年度まで

※ 令和7年度までのうち、対象市町村等が設定

情報発信等戦略

交付金を用いて福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援)事業を実施し、風評払拭に取り組むにあたり、以下を記載してください。

※ 既存戦略等に上記に該当する箇所等があれば、添付によって記載を省略することが可能です。

① 情報発信の内容

発信する情報の概要を記載してください。

② 〇〇市町村の情報発信体制

風評払拭にむけて情報発信を企画する部局及び関係部局、主体的に地域の魅力を情報発信している民間団体等を記載するとともに、関係性等を記載してください。

※ 必要に応じて図として記載してください。

③ 情報発信等の戦略目標

情報発信等戦略の最終年度までに市町村等が目指す情報発信の将来像を記載してください。

※ 定量目標を掲げる必要はありません。

④ 全体工程表

交付金を活用して実施する取組についての工程表を記載してください。

また、対象市町村等が独自に行う情報発信等に関する取組との連携などについても可能な範囲で記載してください。



(様式1-3)

福島県(〇〇市(町村))地域魅力向上・発信事業計画 令和〇年度～〇年度

令和〇〇年〇月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	事業 実施 主体	各年度の交付対象事業費(注3)					総交付対象事業費 (注4)	全体事業 期間 (注5)	備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			その他(注6)
1	-								(0) 0	～	
2	-								(0) 0	～	
3	-								(0) 0	～	
4	-								(0) 0	～	
5	-								(0) 0	～	
6	-								(0) 0	～	
7	-								(0) 0	～	
8	-								(0) 0	～	
9	-								(0) 0	～	
10	-								(0) 0	～	
11	-								(0) 0	～	
12	-								(0) 0	～	
13	-								(0) 0	～	
14	-								(0) 0	～	
15	-								(0) 0	～	
			合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0		

(注1) 「事業番号」は、「(交付要綱別添1の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」となるよう記載する。

(注2) 「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3) 「各年度の交付対象事業費」は、上段( )書きは前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書き及び総交付対象事業費については、自動計算される。

(注4) 「全体事業期間」は、令和3年度以降に実施することが見込まれる事業については、令和3年度以降も含めて記載する。

(注5) 事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(様式1-4)

福島県(〇〇市(町村)) 地域魅力向上・発信事業計画 令和〇年度

令和〇〇年〇月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)		事業名 (注2)	事業 実施 主体	国費率 (a)	当該年度		備 考
						交付対象事業費 (b) (注3)	うち交付金交付額 (c) = a × b	
1	-					0 <0>	0 <0>	
2	-					0 <0>	0 <0>	
3	-					0 <0>	0 <0>	
4	-					0 <0>	0 <0>	
5	-					0 <0>	0 <0>	
					合計額	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

(注1) 「事業番号」は、「(交付要綱別添1の番号) - (同一事業計画中の同種の事業の通し番号) となるよう記載する。

(注2) 「事業名」は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3) 上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式 1-5)

福島県(〇〇市(町村)) 地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業 個票

令和〇年〇月時点

※本様式は1-3, 1-4に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	事業名	事業番号	-
事業実施主体		総交付対象事業費	千円
既配分類	千円	当該年度交付対象事業費	千円
<b>経費区分ごとの費用</b>			
一 地域の魅力発信事業			
①情報発信事業			
小計			千円
i) 風評動向調査			
ii) 体験等企画実施			
iii) 情報発信コンテンツ作成			
iv) ポータルサイト構築			
②外部人材活用			
小計			千円
i) 企画立案のための外部人材の活用			
ii) 地域の語り部の育成			
二 関連施設の改修			
地域の魅力発信事業と一体的に行うための関連施設の改修			
<b>風評の払拭に関する目標</b>			
事業の効果測定に関する事項として、定量的な目標を設定し記載してください。			
※併せて目標設定の根拠、評価手法等についても記載してください。			
<b>事業概要</b>			
事業実施主体			
主な企画内容			
主な事業の実施場所 ※関係施設の改修や体験・交流イベント等を開催する場合に記載してください			
事業の実施期間			
<b>企画内容</b>			
企画内容等の詳細、実施主体等の体制、工程等を記載してください。			
※必要に応じて追加資料を添付してください。			
※記載にあたっては、実施要項第4の6 地域向上・発信計画の作成に当たって満たすべき要件に留意ください。			
【A. B 共通要件】			
①福島県外の住民を対象として風評払拭を図るための方策			
②様式1-2(情報発信等戦略)に記載した目標との関連			
【A. 地域の魅力向上・発信事業 要件】			
①地域の課題に即し、市町村自らの創意工夫によって、一過性の取組に終わることなく、連鎖性を持って拡散されていくための仕掛け			
②従来から行っている取組の単純な振り替えではなく、新たな事業として取り組むポイント			
③一の市町村の区域を超える広域の情報発信等が見込まれる場合にあっては、福島県や関係市町村等との連携			
④風評動向調査を実施する場合にあっては、その他の事業との関連性。			
【B. 関連施設の改修 要件】			
①関連する事業名(地域の魅力向上・発信事業)との一体性			
②施設利用計画(風評の払拭のための取組に継続的に利用される予定であることを明記)			
③事業の実施場所			
④施設の所有者に関する情報			
⑤施設の規模、構造等			
⑥施設の利用状況、利用方針			

(様式2)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

地域魅力向上・発信事業計画の変更について

○年○月○日付けで提出した○○地域魅力向上・発信事業計画について、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））実施要綱第4の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式3)

令和〇年度 〇〇市地域魅力向上・発信事業計画に係る事業間流用届

提出者名： \_\_\_\_\_

①事業間流用を行った場合

(単位：千円)

No.	事業名	事業番号	交付決定時点	年度終了時点	流用額 (c)	備 考
			本年度に 交付される 交付額 (a)	本年度に 充当した 交付額 (b)		
合 計						

(注) 「流用額 (c)」には、他事業に流用した額を記載する。他事業から流用があった場合にはマイナスで表記する。

②同一地方公共団体が策定した計画間で事業費の流用を行った場合

(単位：千円)

事業費の流用を行う計画名	流用額	備 考

(注1) 実施要綱第10の1を適用する場合に記入する。

(注2) 交付決定時点には、交付決定の変更を行った場合は最終の交付決定の額を記載する。

(様式4)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））交付決定前着手申請書

令和〇年〇〇月〇日付〇〇〇で交付可能額通知を受けた〇〇市地域魅力向上・発信事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 地域魅力向上・発信事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

## 別記条件

福島県又は市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で地域魅力向上・発信業計画に基づく事業等に着手するものとする。

(様式5)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 地域魅力向上・発信事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由



## 別記条件

福島県又は市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業に着手するものとする。